

建築物(小規模施設)編 4-2

- 1 出入口
- 2 廊下等
- 3 エレベーター
- 4 便所
- 5 駐車場
- 6 敷地内の通路
- 7 改札口及びレジ通路
- 8 案内標示板

受付



建築物（小規模施設）編

1 出入口

整備基準

利用者の用に供する直接地上へ通ずる出入口及び各室（用途面積の合計が2,000㎡未満の公共施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80cm以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (3) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突することがないように危険防止の措置を講じること。
- (4) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、戸に挟まれることがないように危険防止の措置を講じること。

整備基準の解説

- 本項は、直接地上に通ずる出入口（以下「建物出入口」という。）、駐車場へ通ずる出入口（以下「駐車場出入口」という。）及び各室の出入口（以下「各室出入口」という。）について、それぞれ1以上の出入口を、障がい者、高齢者等が通過できる構造とすることを規定している。
- 幅80cmは、車いすが通過できる寸法である。
- 「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めているものである。戸の形式としては「引き戸」が望ましいが、やむを得ず「開き戸」とする場合には開き方向に十分なスペースを設け、軽く緩やかに開閉できる構造とする等の配慮が必要である。
- 「車いす使用者が通過する際に支障とならない高低差」とは、「高低差が2cm以下で丸みを持たせた段」等のことで車いすで支障なく通過できる構造のものである。

基本的な考え方

出入口は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするのが大切です。このためには、出入口の幅を確保し、戸を開閉しやすい構造とするなどの整備に努める必要があります。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
<p>1 出入口の幅</p> <p>2 戸の構造</p>	<p>●主要な出入口の幅は、有効幅を 80cm 以上とする。</p> <p>●自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>●自動扉とする場合は、開閉速度、起動装置、安全装置等は障がい者、高齢者等に配慮する。</p> <p>●戸の全面に透明ガラスを用いる場合は、衝突防止策を講ずるよう配慮する。</p> <p>◎主要な建物出入口及び駐車場出入口などは、自動扉が望ましい。</p> <p>◎主要な扉各室出入口などは、引き戸が望ましい。</p> <p>◎開き戸とする場合は、車いす使用者が戸の開閉を行うために必要なスペースを設ける。また、ドアクローザーを設ける場合は軽く緩やかに開閉する構造とする。</p> <p>◎戸の取っ手は、操作しやすいものとする。</p>	<p>建築物編 「2移動等円滑化経路を構成する出入口」 「7出入口」参照</p>
<p>3 高低差の解消</p>	<p>●車いす使用者が通過する際に支障となる高低差がないこと。ただし、どうしても高低差が生じる場合は、高さを 2cm 以下とし、丸みを持たせたものとする。</p> <p>◎敷居などは、埋込み式のレールを使う等の配慮をする。</p>	



建築物（小規模施設）編

2 廊下等

整備基準

利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から利用者の用に供する室の 1 の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、1 以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、3 の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

ア 幅は、120cm 以上とすること。

イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ウ 高低差がある場合においては、(3)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

エ 1 の項に定める構造の出入口及び 3 の項に定める構造のエレベーターの出入口に接する部分は、水平とすること。

(3) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、120cm 以上（段を併設する場合にあっては 90cm）以上とすること。

イ 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。

ウ 高さが 75cm を超えるものにあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

エ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する廊下等の共通の基準として、「滑りにくい仕上げとすること」、「段を設置する場合には、つまずきにくい構造とすること」等を規定している。

○幅 120cm は、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。

○「車いすの転回に支障のない場所」とは、「140cm 角以上のスペース」や「T 字型の交差部分」などのことである。

○傾斜路の幅 90cm（段に併設するもの）は、傾斜路を車いすで通過できる寸法である。

○勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている 1/12 を基本勾配とする。また、高低差が小さい場合には、建築基準法で規定されている最大勾配 1/8 を基準とする。

○傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が休憩及び加速したりする必要があるため、一定の間隔で平坦な部分（踊場）を設ける。

基本的な考え方

廊下等は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行し目的の場所まで到達できるようにすることが大切です。このためには、廊下の幅を確保し、スロープ等により段差を解消するなどの整備に努めることが必要です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 廊下等の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な廊下等の幅は、有効を 120cm 以上とする。 ●「1 出入口」に定める出入口、エレベーターの出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降用の出入口に接する部分は、水平とする。 ●表面は滑りにくい材料で仕上げる。 ◎上記の水平部分は、150cm 角以上のスペースを確保する事が望ましい。 ◎必要に応じて、手すりを設ける。 ◎柱型などの突起物はできるだけなくす。 ◎曲がり角の出隅を落とし、キックプレートを設置するなどの配慮をする。 	建築物編 「3移動等円滑化経路構成する廊下等」 「8廊下等」参照
2 車いす転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●廊下等の末端付近や区間 50m 以内ごとに車いす用の転回スペースを設ける。 	
3 傾斜路等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●高低差がある場合は、傾斜路を設ける。 ●幅は、有効幅を 120 cm 以上とする。 ●勾配は、1/12 を超えないものとする。 (高さが 16 cm 以下の場合は、1/8 を越えないこと。) ●傾斜路の高さが 75 cm を越える場合は、75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設ける。 ●傾斜路には手すりを設ける。 ●表面は滑りにくい材料で仕上げる。 ◎傾斜路には両側に手すりを設けることが望ましい。 	建築物編 「4移動等円滑化経路構成する傾斜路」 「10傾斜路」参照



建築物(小規模施設)編

3 エレベーター

整備基準

- (1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が 2,000㎡以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。(地上階の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合を除く。)ただし、当該階において提供されるサービス等を障がい者、高齢者等が受けることができる措置を講じる場合においては、この限りでない。
- (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - ア かごの奥行きは 135cm 以上とすること。
 - イ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
 - ウ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - エ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - オ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ 80cm 以上とすること。
 - カ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - キ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(キに規定する制御装置を除く。)は、点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ク 乗降ロビーは、高低差がないものとし、幅及び奥行きは、それぞれ 150cm 以上とすること。
 - ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
 - コ エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示をすること。

整備基準の解説

- 本項は用途面積一定規模以上ので建物出入口がない階を有する建築物には、障がい者、高齢者等が利用しやすいエレベーターを 1 基以上設けることを規定している。
- かごの奥行き 135cm とは、電動車いすも収まる寸法である
- 幅 80cm は、車いすが通過できる寸法である。
- 150 cm とは、車いす使用者が回転可能な寸法である。

基本的な考え方

エレベーターは、障がい者、高齢者をはじめ誰もが垂直移動をするために極めて有効な手段です。このため、かごや乗降ロビーなどを誰もが利用しやすいものとする必要があります。また、玄関ホールなど、わかりやすい場所に設置することも大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 かごの構造	<ul style="list-style-type: none"> ●かごの奥行きは、有効を 135cm 以上とする ●かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。 ◎かご内には、手すりや鏡を設置する。 	建築物編 「5移動等円滑化経路構成するエレベーター等」 「11エレベーター」参照
2 制御装置等	<ul style="list-style-type: none"> ●停止予定階や現在位置を表示する装置を設ける。 ●到着階や戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設ける。 ●制御装置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。 ●制御装置は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とする。 	
3 出入口の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口の幅は、有効で 80cm 以上とする。 ◎緊急時にかごの内部が見えるよう戸にガラス窓を設ける。 	
4 乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ●幅及び奥行きは、それぞれ有効を 150cm 以上とする。 ●乗降ロビーの位置を示す標示をすること。 ◎乗降ロビーの出入口の床には、点状ブロック等を制御装置の正面に敷設する。 	



建築物（小規模施設）編

4 便所

整備基準

利用者の用に供する便所を設ける場合においては、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。

(1) 便所内に、次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。

ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。

(3) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者等が利用しやすい便房を1以上設けることを規定している。

○「便房」とは、便所に設ける個室（ブース）のことをいう。

○「車いす使用者便房」は出入口と便所の位置関係から様々な平面計画があり得ることから、便房の幅、奥行き等の寸法については特に規定していない。

○便房及び便所の2箇所の出入口を適用の対象としている。また、幅80cmは、車いすが通過できる寸法である。

○「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の扉等としないことを求めているものである。戸の形式としては「引き戸」が望ましいが、やむを得ず「開き戸」とする場合には、開き方向に十分なスペースを設け、軽く緩やかに開閉できる構造のものとする等の配慮が必要である。

基本的な考え方

障がい者、高齢者をはじめ誰もが施設を気軽に利用するためには、障がい者、高齢者等が利用しやすい便所を設置する事が大切です。このためには、車いす使用者が利用しやすいスペースを確保し、手すりを設置するなどの整備に努める必要があります。また、妊産婦や乳幼児連れの人などが利用しやすくすることも大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 車いす使用者便所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者用便所を1以上設ける。（男女の区分がある場合は、それぞれ1以上設ける。） ●車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。 ●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 ●車いす使用者用便所の出入口及び便所の出入口の幅は、有効幅を80cm以上とする。 	建築物編「12便所」参照
2 床の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●床の表面は、滑りにくい仕上げとする。 	
3 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口の戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。 ●出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 ◎出入口の戸は、自動扉又は引き戸とする。 	
4 水栓器具等	<ul style="list-style-type: none"> ◎洗面器の水栓器具は、レバー式や光感知式等の操作の容易なものとする。 ◎フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等の操作の容易なものとする。 	
5 緊急時の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急時の非常ボタンを設ける。 ◎緊急時には、外部からも開錠できる構造の戸とする。 	



建築物（小規模施設）編

5 駐車場

整備基準

- (1) 利用者の用に供する駐車場には、歩行が困難な障がい者や高齢者等が円滑に利用することができる駐車施設（以下「障がい者等用駐車施設」という。）を設けること。
- (2) 障がい者等用駐車施設は、次に定める構造とすること。
 - ア 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 1の項に定める構造の出入口から当該障がい者等用駐車施設に至る駐車場内の通路は、6の項に定める構造とすること。
 - ウ 障がい者等用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

整備基準の解説

- 障がい者等用駐車施設については、おもいやり駐車場制度（P4）を参照のこと。

- 障がい者等用駐車施設は、できるだけ建物出入口又は駐車場出入口までの距離が短くなる位置に設けることを規定している。この場合の経路は、車いすが通行できる構造のものに限られる。

- 「障がい者等用である旨を表示した標識を掲示」には、「案内標示板による表示」のほか、「舗装面へのペイント書きによる表示」等が該当する。

基本的な考え方

車は、障がい者、高齢者等にとって、自由に行動し、社会参加するためにきわめて有効な手段です。このため、障がい者、高齢者等が利用しやすい駐車スペースを確保することが必要です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 おもいやり駐車場 (障がい者等用駐車施設) の設置	◎利用者の用に供する駐車場には、おもいやり駐車場（車いす利用者優先、一般幅）の登録をする。	条例概要編 「1条例の あらし (おもいやり 駐車場制度)」 参照
2 おもいやり駐車場の位置	●おもいやり駐車場（車いす利用者優先、一般幅）は建物出入口又は駐車場出入口から距離ができるだけ短い位置に設ける。	
3 おもいやり駐車場の幅	◎おもいやり駐車場（車いす利用者優先）は、幅が概ね350cm以上とすることが望ましい。 ◎おもいやり駐車場（一般幅）は、幅が概ね250cm以上とすることが望ましい。	
4 おもいやり駐車場の表示	●おもいやり駐車場の駐車スペースである旨のステッカーを壁面又は路面に貼付するなど見やすい方法で表示する。	
5 駐車場内の通路	●「6 敷地内の通路」に定める構造とする。	



6 敷地内の通路

整備基準

利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

ア 幅は、120cm 以上とすること。

イ 高低差がある場合においては、(3) に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。

ウ 戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- (3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2 の項 (3) に定める構造とすること。

整備基準の解説

○本項は、利用者の用に供する敷地内の通路の基準として、「滑りにくい仕上げとすること」等を規定している。

○幅 120cm は、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違うことができる寸法である。

○「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めているものである。戸の形式としては「引き戸」が望ましいが、やむを得ず「開き戸」とする場合には開き方向に十分なスペースを設け、軽く緩やかに開閉できる構造とする等の配慮が必要である。

○「車いす使用者が通過する際に支障とならない高低差」とは、「高低差が 2cm 以下で丸みを持たせた段」等のことで車いすで支障なく通過できる構造のものである。

基本的な考え方

道路や駐車場から建物までの敷地内の通路は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが安全に通行できるようにすることが大切です。このためには、通路幅を確保し、段差を解消するなどの整備に努めることが必要です。また、車路と通路を分離して計画するなどの安全面への配慮も大切です。

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 床の仕上げ	●床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	建築物編 「6移動等円滑化経路構成する敷地内の通路」 「14敷地内の通路」参照
2 通路の幅	●幅を 120cm 以上とする。	
3 傾斜路の設置	●高低差がある場合は、「2廊下等」の（3）ア～エに定める構造の傾斜路を設ける。	
4 戸の構造	◎傾斜路の床は、通路や踊場などと認識しやすいよう明度差の大きい色の仕上げ等とする。	
	●自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	
	●車いす使用者が通過する際に支障となる高低差がないこと。ただし、どうしても高低差が生じる場合は、高さを 2 cm 以下とし、丸みを持たせたものとする。	
	◎主要な建物出入口及び駐車場出入口などは、自動扉が望ましい。	
5 排水溝のふた	◎自動扉とする場合は、開閉速度、起動装置、安全装置等は障がい者、高齢者等に配慮する。	
	◎主要な各室出入口などは、引き戸が望ましい。	
	◎開き戸とする場合は、車いす使用者が戸の開閉を行うために必要なスペースを設ける。また、ドアクローザーを設ける場合は軽く緩やかに開閉する構造とする。	
	◎戸の全面に透明ガラス等を用いる場合は、衝突防止策を講ずるよう配慮する。	
	◎戸の取っ手は、操作しやすいものとする。	
	◎敷居などは、埋込み式のレールを使う等の配慮をする。	
	◎排水溝のふたは、つえ及び車いすキャスターが落ち込まない構造とする。	



建築物（小規模施設）編

7 改札口及びレジ通路

基本的な考え方

駅の改札口やスーパーのレジ通路などを障がい者、高齢者をはじめ誰もが利用しやすいものとするためには、ゆとりをもった幅を確保し、安全な通過のために床を水平にするなどの整備に努めることが必要です。

整備基準	整備基準の解説
<p>改札口又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口又はレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80cm以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。</p>	<p>○本項は、改札口やレジ通路を設ける場合、誰もが利用しやすいものとするを規定している。</p> <p>○幅80cmは、車いすが通過できる寸法である。</p> <p>○改札口又はレジでは、車いす使用者が金銭の支払い等をする必要があるため、車いすが安全に停止できるよう床を水平とする。</p>

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ○：考慮すべき事項）	図面番号
1 改札口又はレジ通路の設置	●改札口又はレジ通路を設ける場合は、1以上の改札口又はレジ通路は、車いす使用者に配慮したものとする。	建築物編 「20改札口及びレジ通路」参照
2 改札口又はレジ通路の幅	●改札口及びレジ通路の幅は、有効幅を80cm以上とする。	
3 水平面の確保	●車いす使用者が利用しやすいよう改札口又はレジ通路の床は水平とする。	
4 レジ台等の構造	○車いす使用者が利用しやすい高さとする。 ○レジ台等の下部に車いす使用者の膝や車いすのキャスターが入る空間を設ける。	

8 案内標示板

基本的な考え方

案内表示は、障がい者、高齢者をはじめ誰もが目的場所に到達できるように情報を的確に伝達することが大切です。このためには、標示板の高さや文字の大きさなどに配慮することが必要です。

整備基準	整備基準の解説
案内標示板を設ける場合においては、案内標示板は、高さ、文字の大きさ等を障がい者、高齢者等に配慮したものとする。	

整備のポイント	整備の要点（●：整備基準 ◎：考慮すべき事項）	図面番号
1 案内標示板の設置	●案内標示板を設ける場合には、誰にとってもわかりやすいよう、案内標示板の高さ、文字の大きさ等に配慮したものとする。	建築物編 「24案内標示板」 参照
2 表示の方法	◎大きめの文字や図を用いる。 ◎文字等は、背景と対比させるため、色彩及び明度の差に配慮する。 ◎視覚障がい者に配慮し、点字や触地図による表示を行う。 ◎聴覚障がい者に配慮し、電光による表示を行う。	

